

I 地球環境時代に対応したくらしづくり

**(1) エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長及び拡充
(所得税、法人税、法人住民税、事業税)**

CO₂排出量の増加が著しい民生業務部門の省エネ対策を加速するため、業務部門の省エネ対策に効果の高い省エネビルシステムを対象設備に追加等した上で、以下の特例措置を2年延長する。

○所得税・法人税・法人住民税・事業税

取得価額の30%の特別償却（中小企業者等は、取得価額の7%の税額控除との選択が可能）

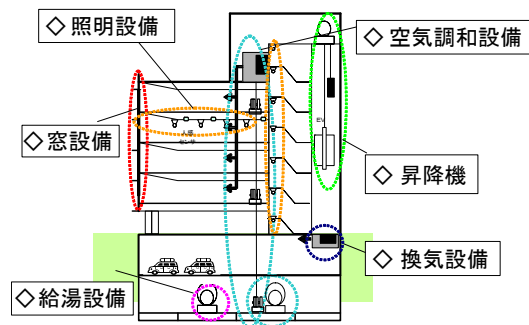
①対象設備の追加（高効率省エネビルシステムの導入支援）

省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、換気、照明、給湯等の建築設備から構成される省エネビルシステムを対象として追加。

省エネビルシステムの要件

規模	省エネ性能
2,000㎡以上のビル	現行の省エネ基準を20%上回る省エネ性能
2,000㎡未満のビル	現行の省エネ基準を10%上回る省エネ性能

対象となる建築設備



②対象設備の重点化

特に省エネ効果の高い設備等への支援の重点化

Ⅱ 連携協働による地域再生の推進

1 活力ある地域づくりと観光交流の拡大

(1) 歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの推進に係る特例措置の創設（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

我が国においては、文化財や歴史的に価値の高い資産が残され、人々の生活がこれらの資産等と共に営まれることにより、我が国固有の歴史的な風情や情緒（歴史的風致）が継承されている地域が多く存在し、このような地域では歴史的風致の存在自体が地域の活力の源泉となっている。

しかしながら、近年、歴史的建造物の滅失等、歴史的風致を著しく損なう事例が全国で多く発生している。この状況を受け、歴史的風致を維持・向上し、歴史・文化等を活かしたまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路、駐車スペース及び地域のコミュニティーセンター等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人（仮称）^(注)に譲渡する場合の特例措置を創設する。

○所得税・法人税等：1500万円特別控除

(注) 歴史的風致維持向上支援法人（新設）：市町村長の指定を受けて歴史的風致の維持及び向上によるまちづくり活動を行う公益法人等



ポケットパーク・水路・駐車スペース等の公共・公用施設の整備による歴史情緒あるまちづくりのイメージ

Ⅲ その他

- 除害施設等に係る特例措置の2年延長（固定資産税）